

2022年4月15日

関係者各位

日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、表題の件に関しまして「地方税における QR コード規格に係る検討会」(事務局:総務省様、一般社団法人全国銀行協会様)と協議をしましてまいりましたが、下記のとおり対応内容につき取りまとめましたのでご案内いたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、ご契約先の収納代行事業者、コンビニエンスストアチェーン各社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.内容

「地方税統一 QR コード」(以下「QR コード」といいます)の印字に伴う、納付書の読取テストに関しては下記の運用ルールといたします。なお、印字項目の追加や印字位置変更においては、既存の料金収納用バーコードシンボル(以下「GS1-128 シンボル」といいます)と重なるなど GS1-128 シンボルの読取に支障が出ることを無くするようにしてください。

① 次の条件をすべて満たす場合は、収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンでの読取テストを省略することができる。

- (1) 最新版の「標準料金代理収納ガイドライン」に記載の払込票レイアウトに準じていること。
- (2) 今回新たに QR コードの印字対象とする収納(納付書)が、すでに収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンと契約があり各社から承認を受けている収納(納付書)であること。
- (3) 今回のQRコード印字のためのプログラム開発・修正において、GS1-128 シンボルの生成に関しては変更がないこと。
- (4) 今回の納付書レイアウトの変更に関して、QR コード印字スペース確保のための最低限の変更以外に大きな変更がないこと。次に具体例を明示いたします。

■テストが必要な場合

- (a)QR コード(「eL-QR」、「eL マーク」、「eL 番号」の表示含む)以外で新たにシステム印字項目が追加される場合
- (b)現在印字されている項目を一部削除する場合
- (c) GS1-128 シンボルの内容以外に、サイズ、解像度を変更する場合
- (d) GS1-128 シンボルの印字位置を変更する場合

■テストが不要な場合

- (a) GS1-128 シンボルの内容、印字位置等には変更が無く、納付書の印刷の向きを変更する場合

② ゆうちょ銀行併用タイプの納付書の場合、ゆうちょ銀行における様式確認、読取テスト等はゆうちょ銀行の規定に従うものとする。

2. 適用日

2022年4月15日より

以上